

令和5年4月3日

安曇野市教育委員会

令和5年第1回臨時会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 学校教育課
令和 5 年 4 月 3 日提出	(課長) 藤澤 一渡 (担当係長) 高橋 満

タイトル	教育長職務代理者の指名について
決定を要する事項の内容	教育長職代理者の指名
要旨	<p>橋渡勝也教育長の任期満了及び須澤真広教育委員が令和 5 年 3 月 31 日をもって退任されたことに伴い、安曇野市議会 3 月定例会において、橋渡教育長の再任と、須澤委員の後任として遠藤正志さんの任命について同意されました。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、教育長職務代理者の指名を行うものです。</p>
説明	<p>《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》抜粋</p> <p>(教育長)</p> <p>第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。</p> <p>2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。</p> <p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律逐条解説】</p> <p>教育長に事故があり、その職務を行うことができない場合、又は欠けた場合に、教育長の職務を代理する者を、あらかじめ教育長が委員の中から指名して、教育長に事故がある場合等に事務に支障をきたすことのないように配慮しているものである。その代理は教育委員会事務局職員の中からではなく、非常勤の委員の中から指名することとしている。教育長の職務代理者は、会議の主宰だけではなく、具体的な事務執行についての職責を負うこととなる。</p> <p>職務代理者の任期は、法律で定められていないが、教育長が別の教育委員を指名するまで、又はすでに教育長が欠けている状態では、新しい教育長が任命され、当該教育長が新たに職務代理者を指名するまでが、任期となる。</p>

安曇野市教育長及び教育委員会委員名簿

職名	氏名	住所	任期
教育長	はしど かつや 橋渡 勝也	安曇野市堀金烏川	R5. 4. 1-R8. 3. 31 3 期目
教育委員	よこうち りえこ 横内 理恵子	安曇野市明科中川手	R1. 11. 9-R5. 11. 8 2 期目
教育委員	にむら みちこ 二村 美智子	安曇野市三郷小倉	R2. 11. 9-R6. 11. 8 2 期目
教育委員	はたの けんじ 羽田野 賢二	安曇野市明科七貴	R3. 11. 9-R7. 11. 8 1 期目
教育委員	えんどう まさし 遠藤 正志	安曇野市穂高有明	R5. 4. 1-R7. 11. 8 1 期目

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

議案第2号	教育部 各課
令和5年4月3日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	文化課 共催 1件・後援 0件 (詳細 別紙)

議案第2号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】
(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和5年度 4月 第1回臨時会 協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管課 意見
86	R5.3.27	文化	第32回信州安曇野 薪能	信州安曇野薪 能実行委員会	信州安曇 野薪能実 行委員会	共催	事業の実施にあたり、広く一般の方々に伝達できるように触れたい。また、名譽市民である故・青木祥二郎氏の業績を顕彰し、安曇野市の芸術文化の向上並びに観光振興を図るため。	3月27日	令和5年8月19日 (土) 午後5時15分～午後8時30分終了予定					明科龍門湖公園	格調高い能楽公演の実施を通して、安曇野市名譽市民で親世流能楽師として重要無形文化財保持者の茶書を受けられた故・青木祥二郎氏の業績を顕彰し、安曇野市の芸術文化の向上並びに観光振興を図るため。	演目：舞囃子 高砂、 半節、 能言 榊、 狂言 榊、 半能 茶書、 入場料：一般前売3,000円 一般当日3,500円 大学生等1,000円 高校生以下500円	-	-	○	基準 第3条 第2項 により 可